

議案第17号

佐倉市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市教育センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年11月25日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市教育センター設置条例の一部を改正する条例

佐倉市教育センター設置条例（平成15年佐倉市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「の各号」を削り、第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。